

○八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月25日

条例第50号

改正 昭和51年10月1日条例第30号

昭和59年12月26日条例第20号

昭和62年12月24日条例第18号

平成6年11月22日条例第22号

平成10年3月25日条例第11号

平成11年3月24日条例第6号

平成18年3月28日条例第15号

平成19年6月28日条例第21号

平成20年3月25日条例第9号

平成20年9月30日条例第23号

平成21年3月26日条例第7号

平成24年6月29日条例第17号

平成25年3月26日条例第7号

平成27年6月29日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に医療費の一部を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害のある者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が最重度又は重度の知的障害者と判定した者

（昭51条例30・昭62条例18・平11条例6・平18条例15・平19条例21・一部改正）

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 本市の区域外に設置されている病院、診療所又は国民健康保険法第116条の2第1項第2号から第6号までに規定する施設若しくは住居に入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしている者であって、当該入院等の直前に本市の住民基本台帳に記録されていたもの

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者又は重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者は、助成対象者としな

（昭59条例20・全改，平10条例11・平18条例15・平24条例17・平27条例26・一部改正）

（助成の制限）

第4条 助成対象者及び当該助成対象者と生計を一にする者として規則で定めるものについて当該助成対象者に対する療養の給付がなされた月の属する年度（療養の給付がなされた月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の規則で定める規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を規則で定めるところにより合算した額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第1項に規定する政令で定める基準を勘案して規則で定める額以上であるときは、助成をしない。

（平19条例21・追加，平20条例23・平25条例7・平27条例26・一部改正）

（助成資格の消滅）

第5条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成をしない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に住所を有しなくなったとき（第3条第1項第2号に掲げる者を除く。）。
- (3) 重度心身障害者に該当しなくなったとき。

（昭59条例20・旧第5条繰上・一部改正，平18条例15・一部改正，平19条例21・

旧第4条繰下・一部改正)

(助成の範囲)

第6条 市長は、重度心身障害者の疾病及び負傷について、次に掲げる額を助成する。ただし、各号の規定により算出した額が別表に定める重度心身障害者医療自己負担金に満たないときは、この限りでない。

- (1) 国民健康保険法及び社会保険各法の規定により療養の給付を受けた場合における医療費のうち、助成対象者又は助成対象者に係る国民健康保険法の規定による世帯主その他これに準ずる者が当該療養の給付について負担すべき額から別表に定める重度心身障害者医療自己負担金を控除した額
- (2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担すべき額から別表に定める重度心身障害者医療自己負担金を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法及び社会保険各法の規定に基づく規約等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成する額からその額を控除するものとする。

(平27条例26・全改)

(助成の始期及び終期)

第7条 助成は、重度心身障害者が第3条の規定に該当するに至った日から始まり、助成対象者が第5条各号のいずれかに該当するに至った日をもって終わる。

(昭59条例20・旧第7条繰上・一部改正、平19条例21・旧第6条繰下・一部改正)

(助成方法)

第8条 この条例による助成は、市の重度心身障害者医療助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所その他の医療機関（以下「医療機関等」という。）に助成する額を支払うことにより行う。ただし、助成対象者が医療機関等以外で国民健康保険法及び社会保険各法の規定による療養の給付を受けたとき又は医療機関等に規則で定める受給券を提示しなかったときは、助成する額を当該助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、療養の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に助成の請求を行わなければならない。

(平27条例26・全改)

(受給券の交付)

第8条の2 この条例による助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(平27条例26・追加)

(届出の義務)

第8条の3 受給券の交付を受けた助成対象者は、前条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は第5条各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るとともに、受給券を返還しなければならない。

(平27条例26・追加)

(不正な利得の返還)

第9条 不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者に既に助成をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭59条例20・旧第9条繰上・一部改正、平19条例21・旧第8条繰下)

(権利の保護)

第10条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(昭59条例20・旧第10条繰上・一部改正、平19条例21・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭59条例20・旧第12条繰上、平19条例21・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例第3条の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成10年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第21号）

改正 平成21年3月26日条例第7号

平成25年3月26日条例第7号

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から市長が別に定める日までの間における改正後の条例第4条の規定の適用については、同条中「助成をしない。」とあるのは「助成をしない。ただし、当該助成対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者であるときは、この限りでない。」とする。

（平21条例7・平25条例7・一部改正）

附 則（平成20年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第7号)

この条例は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年条例第17号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第1条中八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例第4条の改正規定(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。)及び第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年市条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」

という。)第8条の2の規定による申請及び受給券の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例の規定は、施行日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

4 施行日前に第2条に規定する重度心身障害者である者の改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者又は重度心身障害者になった年齢が65歳以上である者」とあるのは「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者」とする。

別表(第6条第1項)

(平27条例26・追加)

世帯区分	重度心身障害者医療自己負担金(円)
	入院1日又は通院1回
市町村民税非課税世帯又は市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	300